

石狩市地域未来投資促進条例の一部改正について(原案)

1 改正の内容

地域経済を牽引する事業の促進を通じ、地域における経済の更なる活性化を目指すために平成 30 年に制定した石狩市地域未来投資促進条例について、再生可能エネルギーの地産地活を推進する事業及び新港地域の産業の人材育成施設などを新たに対象として追加するため、石狩市地域未来投資促進条例の一部を改正します。

【改正する条項】

・別表第 1(第4条関係)(抜粋)

改正前		
別表第1(第4条関係)		
対象産業区分	対象地域	要件
物流、ものづくり	新港地域	(1) 土地を除く投資額が1億円(事業者が行う事業が農林漁業及びその関連業種(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条第1号の農林漁業及びその関連業種をいう。)である場合にあっては、5,000万円)以上であること。 (2) 当該新設において3人以上の雇用を行うこと。
食料品製造、観光、農林水産、IT関連	石狩市域	
環境・エネルギー	石狩市域	(1) 土地を除く投資額が10億円以上であること。 (2) 当該新設において3人以上の雇用を行うこと。
都市開発	新港地域	(1) 土地を除く投資額が5億円以上であること。 (2) 当該新設において3人以上の雇用を行うこと。
上記以外の業種	石狩市域	(1) 土地を除く投資額が1億円以上であること。 (2) 当該新設において3人以上の雇用を行うこと。 (3) その他市長が特別に認めるもの
改正後		
【対象産業区分】		
新たに「地域再エネ供給」、「教育訓練・学習支援」を追加		
≪対象地域≫ ・地域再エネ供給…石狩市域 ・教育訓練・学習支援…新港地域		
≪要件≫ ・地域再エネ供給 (1) 土地を除く投資額が5千万円以上であること。 (2) 当該新設において3人以上の雇用を行うこと ・教育訓練・学習支援 (1) 土地を除く投資額が5千万円以上であること。 (2) 当該新設において3人以上の雇用を行うこと。		

・別表第2(第7条関係)(抜粋)

改正前		
別表第2(第7条関係)		
対象産業区分	対象地域	要件
物流、ものづくり	新港地域	土地を除く投資額が5,000万円以上であること。
食料品製造、観光、農林水産、IT関連	石狩市域	
環境・エネルギー	石狩市域	土地を除く投資額が6億円以上であること。
上記以外の業種	石狩市域	(1) 土地を除く投資額が5,000万円以上であること。 (2) その他市長が特別に認めるもの
改正後		
【対象産業区分】		
新たに「地域再エネ供給」、「教育訓練・学習支援」を追加		
≪対象地域≫ ・地域再エネ供給…石狩市域 ・教育訓練・学習支援…新港地域		
≪要件≫ ・地域再エネ供給 (1) 土地を除く投資額が1千万円以上であること。 ・教育訓練・学習支援 (1) 土地を除く投資額が1千万円以上であること。		

2 改正の背景

現在、石狩市では、地域の再生可能エネルギーを地域で活用する「再エネの地産地活」を推進し、再生可能エネルギーを活用したいと考える企業の誘致を進めております。

今後新たに設置される再生可能エネルギーについては、これまでの固定買取価格制度に代わって FIP 制度(フィードインプレミアム(Feed-in Premium))が導入されることになっており、発電した電気を需要家に直接売ることが可能となりました。また、木質バイオマス(チップ・ペレット)や再生可能エネルギー由来の水素エネルギーなどが地域で供給できる可能性が出来ている中で、そのエネルギーを地域で使える仕組みの構築を促すため、新たな優遇措置として、「地域再エネ供給」の区分を設けるものです。

また、洋上風力発電事業において、石狩市沖を含む道内5地域が令和5年5月に再エネ海域利用法に基づく有望な海域に指定され、今後道内に洋上風力関連産業の集積が期待されている中、新たな地場産業の創出を図るため、人材育成などを行う教育訓練・学習施設設備に対して優遇措置を設けるものです。

【参考】

石狩湾新港地域立地企業数(石狩市域分)

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
新規操業企業数	14	19	22	16	19
撤退企業数	▲ 10	▲ 9	▲ 11	▲ 12	▲ 9
操業社数	593	603	614	617	626

地域未来投資促進条例に基づく課税免除企業数及び課税免除額

年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
課税免除企業数		29	20	22	27
上記に係る課税免除額(億円)		0.8	0.8	0.8	1.1
				1.1	2.2

地域未来投資促進条例パンフレット

(<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kouwank/18368.html>)

新しいビジネスの拠点は北へ。

石狩市 ISHIKARI City Industrial Location

企業立地優遇措置のご案内

様々な産業に対応する充実した優遇制度により、北海道の地におけるビジネスを石狩市は全力でサポートします。



石狩市は、北海道の中原都市である札幌市に隣接しており、東西約30km、南北約70kmと、石狩湾に面する南北に縦長く広がる都市機能と自然が調和したまちです。南部には、国際貿易港として北海道の日本海側の拠点的な港湾である石狩湾新港があり、その後背地には国内有数の企業集積を誇る工業流通圏地が形成されています。北部には、豊かな自然環境を活かした漁業や農業の盛んな地域が広がり、1次産業から3次産業まで多様な産業が揃っているまちです。

- 札幌駅から15kmの近さ
車で30分
札幌市内、道内各地への好アクセス。恵まれたロケーション。
- ビジネス拠点としての確かな実績
進出企業700社超
道内・道外からの進出企業が全国有数の産業拠点の証。
- 緑豊かなインダストリアルパーク
面積3,000ha
豊富なインフラ・利便性の充実した立地環境。

石狩市地域未来投資促進条例の特例措置

多様な業種の立地をサポート

物流・ものづくり・エネルギーなど8つの業種を設定。「観光」「農林水産」「IT関連」等においては、対象地域を石狩市全域に設定。

新設のほか、増設・設備投資も課税免除

賃貸借による事業所開設等、企業活動における多様な投資形態をサポート(新設においては土地に係る課税も免除)。

増設における雇用要件なし

増設・建替え・設備投資においては、省人化による生産性向上等に対応するため、要件は投資額のみ(新設においては3名以上の雇用が要件)。

データセンター事業者向け支援措置

ハウジングに伴う設備・サーバー等を新設・増設した場合の減免措置、再生可能エネルギーを利用した設備・機器を対象とした助成金により支援。

石狩市地域未来投資促進条例のポイント

対象産業によって、要件・内容が異なります。

工場等新設・増設・設備投資 ▶ **年間最大1億円** × 3年間 課税免除 (固定資産税・都市計画税)

新設の場合	増設の場合
物流/ものづくり 要件 投資額/1億円以上(土地を除く) 雇用/常時雇用増3人以上 対象地域/石狩市域	物流/ものづくり 要件 投資額/5千万円以上(土地を除く) 対象地域/新港地域
食料品製造/観光/農林水産/IT関連 要件 投資額/1億円以上(土地を除く) ※農林漁業及びその関連業種は5千万円以上 雇用/常時雇用増3人以上 対象地域/石狩市域	食料品製造/観光/農林水産/IT関連 要件 投資額/6千万円以上(土地を除く) 対象地域/石狩市域
環境・エネルギー 要件 投資額/10億円以上(土地を除く) 雇用/常時雇用増3人以上 対象地域/石狩市域	環境・エネルギー 要件 投資額/6億円以上(土地を除く) 対象地域/石狩市域
都市開発 要件 投資額/5億円以上(土地を除く) 雇用/常時雇用増3人以上 対象地域/新港地域	土地を除く課税額の免除
土地を含む課税額の免除	ハウジングの場合 ※データセンター事業者に限る ハウジングに伴う設備・サーバー等の新設・増設 要件 投資額/1億円以上(土地を除く)
土地を除く課税額の半額免除 ※新設もしくは増設されたDC1棟につき1回限り	

<助成金> ※データセンター事業者に限る
 業種 再生可能エネルギー利用設備・機器の設置(新設のみ)
 助成額 投資額の1/2(限度額5千万円)

地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用をご検討ください

投資額が一定規模であり、先進性を有する事業の場合、地域未来投資促進法に基づき、課税の特例や不動産取得税の免除等の優遇措置を受けることが可能です。優遇措置を受けるには、事業着手前に事業者が作成した『地域経済牽引事業計画』を北海道へ提出し、承認を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

※一定規模とは、1億円以上(農林漁業及びその関連業種は5千万円以上)

1 北海道・札幌市においても、石狩市に立地する企業を対象とした助成制度があります。助成制度を活用するには一定の要件を満たす必要があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 北海道石狩市企画経済部企業連携推進課

TEL: 0133-72-3158 URL: <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>
E-mail: kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp